

昭和五十四年六月十二日提出
質問 第三七号

東北・上越両新幹線建設に伴う新大宮駅舎の建設計画及び同駅ビル会社の監督責任並びに新交通システムの導入と用地買収に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年六月十二日

提出者 大成 正雄

衆議院議長 灘 尾 弘 吉殿

東北・上越両新幹線建設に伴う新大宮駅舎の建設計画及び同駅ビル会社の監督責任

並びに新交通システムの導入と用地買収に関する質問主意書

現在建設中の新大宮駅舎の建設計画について地元大宮市及び商工会議所との調整を欠き、また、新たに国鉄が出資してその業務を拡張しようとしている株式会社大宮ステーションビルの運営の在り方と国鉄の施設利用について、不明朗且つ非民主的であるとの批判があるのでその真意をただしたい。

また、新駅建設に関連して新交通システムの導入が計画されているが、それに乗用して用地買収に著しい不利益が生じようとしているのでその真意も併せてただしたい。

一 東北・上越新幹線建設に伴う新大宮駅舎の建設計画について

1 同計画中新設橋上駅上部に予定されている関連施設部分を商業サービス床として開発利用

することについて、株式会社大宮ステーションビル（以下「O・S・B」と称す。）の第十三回営業報告書によれば、同社の業務拡張に国鉄は事前の申入れをなし、国鉄が一億円を出資してその経営に参加することが明記されているが、かかる方針について国鉄総裁はいつ裁可したか。

2 右に関して、昭和五十三年法律第百五号大規模小売店舗法に基づく増床手続きはいつとられるのか。

二 O・S・Bの運営に関する国鉄の監督と責任について

1 同社設立の経緯とその公共的使命から大宮市は同社に三千万円を出資し、市長職、市議会議長職、収入役職が同社の取締役として経営参加してきたが、現取締役会長秦明友前市長は、昨年六月二十四日付で市長職を辞任したにもかかわらず、今日まで取締役として留任してきた根拠と国鉄の監督責任いかん。

2 近く右の秦明友氏（現在刑事被告人として公訴中）に同社が三千万円の退職慰労金を支給する用意ときくが、国鉄の施設利用と監督下にある会社として、且つ無報酬を条件として職において経営参加した立場に対して適当な措置と考えるか。

3 O・S・Bの現社長斉藤治平氏は元国鉄高級職員であつたが、現在

イ 東北線小山駅ビル会社社長

ロ O・S・B子会社たる

S・B交通株式会社（大宮駅構内タクシー）

大宮S・B商事株式会社

大宮駅ビルサービス株式会社

の経営を独占している外、個人として大宮駅二階コンコースの一部使用权を獲得して、個人としてコーヒーショップ「ラポー」を経営している。このように一人の国鉄退職者が国鉄施設

利用の利権を独占することが適当であると考えるか。

三 新交通システムの導入と新幹線用地の買収について

1 東北・上越両新幹線が分岐する伊奈町北部土地区画整理組合が、新交通システムの導入を宣伝して行つた同事業の保留地競売処分結果は、新聞報道で知られるごとく、異状な地価の高騰をもたらす結果となつた。

これがため、今後の新幹線用地買収に及ぼす影響とその対策いかん。

2 かかる状況においても新交通システムを開発することについての国鉄の出資、施設供与等の方針に変わりはないか。

3 同町地域の地価安定のため、国土利用計画法第十四条の適用について国鉄は埼玉県知事と協議したことがあるか。

右質問する。